

鎮西学院自動車管理規程

学校法人 鎮西学院

鎮西学院自動車管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は鎮西学院の車両の使用基準、手続きなどの管理および公務上の事故などに関する損害負担について定め、運転の安全と車両の保全と使用取り扱いの円滑を期し交通事故防止を図ることを目的とする。

(車両の意義)

第2条 この規程における車両とは、学校の所有およびその他これに準ずる各種自動車をいう。

(保管および責任)

第3条 学校は車両を運行部に配属し、使用、取り扱いおよび保全の責任を当該部署に移管する。

2 配属された部署で行う通常の運行および保全などの管理以外の総括管理は所属の安全管理者が行うものとする。

(使用基準)

第4条 車両の使用は公務上に限るものとする。やむを得ず私的に利用する場合は、運行部長へ届け出て所属長(学長、校長、園長、局長)の許可を得なければならない。

第2章 車両保全

(車両管理責任者)

第5条 配属された車両については、それぞれ管理責任者を定め車両の使用取り扱いと保全を管理するものとする。

(運転および整備取り扱い担当者)

第6条 運行部長の指示により各車両の担当者は運転・整備などの責任を明確にする。

(整備点検)

第7条 車両管理者は始業前に担当車を整備点検しなければならない。

(修理手続)

第8条 車両の整備について校内で補修しがたい箇所を発見したとき、および事故・破損などにより車両を修理する必要があるときは、すみやかに運行部長に報告し、その指示に従い所定の修理手続を行うものとする。

(格納)

第9条 車両管理者は終業点検後、車両を所定の車庫に格納し、車錠を管理し責任をとらなければならない。

第3章 車両使用手続

(適用および申請)

第10条 車両を配属されている部署以外において車両利用の必要を生じたときは、使用申請書に所属長の認印を得て運行部長に提出し利用するものとする。

(配車)

第11条 運行部長は使用申請書を受けた後、車両管理者に配車の指示を与え当該車両の許可を与える。

(運行)

第12条 自動車の運行は運行部長の指示又は承認によって行う。

第4章 交通違反および事故の取扱

(違反の取扱)

第13条 交通違反による科料および罰金は原則として全額本人負担とする。

ただし、特別な事情がある場合は運行部長および所属長協議の上決定する。

(事故の取扱および損害負担)

第14条 交通事故による補償および修理費用は対人関係・対物関係とも全額学校負担とする。

罰則 運転者の故意または重大な過失による事故に対しては、校内処罰委員により処罰を行う。

1994年4月1日施行